

# 傍聴要領

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の会議を傍聴される方は次の事項を遵守してください。

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付に申し出て、委員長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴者が定数を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の場所に着席してください。

## 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 会場では、委員長が特に認めた場合を除き、飲食をしないこと。また、喫煙をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他、会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

## 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。